

# 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病対策

変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）は、神経細胞等を構成するプリオンというタンパク質の構造が変化して異常プリオンになることにより引き起こされると考えられている脳神経系の疾患です。認知症の他、様々な症状が出現して数年で死亡するもので、現在のところ治療法はありません。牛海綿状脳症（BSE）も同様に異常プリオンの進展による同種の疾患であり、vCJDは、病原体がBSE感染牛から人に伝播したことによって発生したと考えられています。

このvCJDは、血液により感染する可能性が指摘されており、平成17年8月までに、英国においては3例の輸血による感染の疑い症例が報告されています。vCJDはHIV等のウイルス感染症とは異なり、病原体が異常プリオンというタンパク質であることから、感染している方であっても、採血時のスクリーニング検査等の方法で血液から迅速に検出することは現在の科学的水準においては困難です。したがって、血液を介したvCJDの感染を防ぐためには、リスクを持つ可能性がある方からは広く献血をご遠慮いただくとともに、血液製剤の製造工程で異常プリオンを除去するという対策を進めることが重要です。

表3-4に諸外国でvCJD対策として行われている献血制限の内容を一覧としました。日本においては、暫定的な措置として、平成12年からBSEの原因となる肉骨粉

が英国で使用され始めた1980年以降に6カ月以上の英国滞在歴のある方の献血をお断りさせていただくようになり、平成13年には、この措置の対象国を10カ国に、平成15年には、欧州全域（5年以上の滞在歴）に順次拡大しました。

こうした中、平成17年2月4日に日本人で最初のvCJDの患者が確認され、その方の滞在歴が1990年に英国に24日程度、フランスに3日程度であったことから、vCJDはBSE発生状況等から見てvCJD感染のリスクが高い国に長期滞在することにより感染するおそれがあるだけではなく、短期間の滞在でも病原体の異常プリオンと高濃度の接触をした場合には感染する可能性が否定できないことがわかりました。

リスクを最大限に見積もり、英国滞在者が英国在住者と同程度のvCJD感染リスクを有すると仮定した場合、英国滞在者の血液を輸血することで年間1名程度のvCJD患者が発生すると推計されます。

そこで、平成17年6月1日からは、当分の間の措置として、これまでの献血制限に加え、英国・フランスでのBSE規制（肉骨粉使用禁止及び牛の特定危険部位の流通規制等）が徹底される1996年までに英国滞在歴1泊以上の方の献血をご遠慮いただくこととなりました。フランス滞在者については、フランスでのvCJD発生動向からみて英国滞在者に比べリスクが低いこと、対策によ

表3-3 平成17年6月1日からの外国滞在者の献血制限について

|         |   | 滞 在 国                                                                                                                             | 滞 在 期 間                         | 滞在時期            |
|---------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-----------------|
| ※2<br>A | ① | 英国、(フランス※1)                                                                                                                       | 通算1日以上(96年まで)<br>通算6カ月以上(97年から) | 1980年～<br>2004年 |
|         | ② | アイルランド、イタリア、オランダ、スペイン、ドイツ、ベルギー、ポルトガル                                                                                              | 通算6カ月以上                         |                 |
|         | ③ | スイス                                                                                                                               | 通算6カ月以上                         | 1980年～          |
| ※2<br>B | ① | オーストリア、ギリシャ、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ルクセンブルグ                                                                                           | 通算5年以上                          | 1980年～<br>2004年 |
|         | ② | アイスランド、アルバニア、アンドラ、クロアチア、サンマリノ、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、チェコ、バチカン、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、ノルウェー、リヒテンシュタイン、ルーマニア | 通算5年以上                          | 1980年～          |

※1 当分の間は、本表に掲げる時期に通算6カ月以上の滞在歴を有する方からの採血を見合わせます。

※2 Bに掲げる国の滞在歴を計算する際には、Aに掲げる国の滞在歴を加算するものとします。

る献血者の制限により、医療機関への血液製剤の供給に支障が生じる危険性が高まることから、英国滞在者と同様の制限は当面行わず、まずは英国滞在者に係る対策を実施することとなりました。

なお、欧州共同体（EU）においては、2003年以降、BSE規制が徹底されたこと等を受けて、この当面の措置と同時に2005年1月以降にEU域内（2004年の拡大前の15ヶ国）に滞在した方の献血については制限しないこととしました（表3-3）。

平成17年6月からの献血制限措置の実施で英国滞在歴のある方の献血をお断りすることにより、全国では2.6%程度の献血者の減、東京都では5.7%の減が予想されました。現時点では、献血者の方々のご協力により、医療に必要な血液は滞りなく供給されていますが、年々

献血者が減少傾向にある中で血液製剤を安定的に確保していくためには、さらなる献血の推進が必要です。

また、平成18年10月から、ヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤を使用している方からの献血についてもご遠慮いただくこととなりました。プラセンタは、更年期障害や慢性肝疾患の治療に用いられていますが、ヒト由来の臓器から製造されていることから、vCJDの伝播の理論的なリスクが否定できないため、念のための措置としてその使用者について献血を制限するものです。

なお、科学技術の進歩により血液におけるvCJDの病原体の迅速な検査方法や除去技術が開発された場合や血液製剤の安定供給に重大な支障が生じた場合等には、現在の献血者の制限が見直されることも考えられます。

表3-4 諸外国における欧州滞在歴を有する者からの献血制限の状況

| 実 施 国   | 実 施 機 関                   | 対 象 国         | 滞 在 期 間               | 滞 在 時 期                     |
|---------|---------------------------|---------------|-----------------------|-----------------------------|
| ア メ リ カ | 食品医薬局（FDA）<br>米国赤十字血液サービス | 英 国           | 通算3カ月以上               | 1980年～1996年                 |
|         |                           | 欧 州           | 通算5年以上<br>（軍人等は6カ月以上） | 1980年～<br>（軍人等は1980年～1996年） |
| カ ナ ダ   | 連邦保健省<br>カナダ血液サービス        | 英 国           | 通算3カ月以上               | 1980年～1996年                 |
|         |                           | 西 欧           | 通算5年以上                | 1980年～                      |
|         | ケベック血液サービス                | 英 国           | 通算1カ月以上               | 1980年～                      |
|         |                           | フ ラ ン ス       | 通算3カ月以上               | 1980年～1996年                 |
|         |                           | 西 欧           | 通算6カ月以上               | 1980年～                      |
| フ ラ ン ス | 雇用連帯省（保健人道活動担当省）          | 英 国<br>アイルランド | 通算1年以上                | 1980年～1996年                 |
| ド イ ツ   | ポール・エーリッヒ研究所              | 英 国           | 通算6カ月以上               | 1980年～1996年                 |
| イ タ リ ア |                           | 英 国           | 通算6カ月以上               | 1980年～1996年                 |
| 豪 州     | 豪州赤十字血液サービス               | 英 国           | 通算6カ月以上               | 1980年～1996年                 |

（厚生労働省資料）